平成２２年（フ）第２０号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目３番20号
江合若草荘Ａ棟202号
債務者　佐々木芳之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
宮城県栗原市築館字久伝32番地９　県営住宅１―305号
債務者　佐々木由紀
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
長野県中野市大字西条990番地２
債務者　上原　達也（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長野県中野市大字西条990番地２
債務者　上原　正美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
長野市松代町松代1359番地
債務者　酒井六六惠
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
長野市篠ノ井布施高田224―１パティオ五月206号室、住民票上の住所長野市川中島町今井原８番地１市営住宅今井団地３号棟301号室
債務者　羽田　信一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長野市大字川合新田180番地４ディアスキタコーB101
債務者　伊東　直美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
長野市篠ノ井西寺尾2381番地の３
債務者　佐野　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
長野市篠ノ井西寺尾2381番地の３
債務者　佐野い千代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
長野県須坂市大字須坂1315番地３、前住所長野県須坂市大字塩川660番地６
債務者　小林　照行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
長野県須坂市大字須坂1315番地３、前住所長野県須坂市大字塩川660番地６
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目８番20―202号、前住所兵庫県西宮市門戸東町３番57―102号
債務者　Ｒｅｓｔ　ｃａｆｅこと　橋口　芳治
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０６９号
兵庫県西宮市上之町12番２―201号
債務者　宇藤　博之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目９番14号ロイヤル武庫之荘ＫＯＫＩＮ301号
債務者　明石　晴代
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５６号
北九州市小倉北区東篠崎３丁目３番１―605号
債務者　善甫　光晴
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２２５号
北九州市小倉北区黒原３丁目10番15―104号
債務者　古大内徳雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２２６号
北九州市小倉北区黒原３丁目10番15―104号
債務者　古大内梨絵
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７６号
北九州市小倉北区板櫃町22番２号
債務者　松永　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部